

外国公務員贈賄罪の 公訴時効の在り方について

2022年9月

経済産業省知的財産政策室

第2回WGで取り扱う論点について

1. 自然人に対する制裁の在り方

2. 法人に対する制裁の在り方

3. 公訴時効の在り方

4. 法人に対する適用管轄（国外犯処罰）の在り方

第2回WGで取り扱う論点について

1. 自然人に対する制裁の在り方

2. 法人に対する制裁の在り方

3. 公訴時効の在り方

4. 法人に対する適用管轄（国外犯処罰）の在り方

3-1. 公訴時効の在り方について～背景～

＜現行制度＞ 自然人・法人ともに公訴時効期間は5年

不正競争防止法

第二十一条 2 次の各号のいずれかに該当する者は、**五年以下の懲役**若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

七 第十六条、第十七条又は**第十八条第一項**の規定に違反した者

第二十二条 3 第一項の規定により前条（略）第二項（略）の違反行為につき**法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。**

刑事訴訟法 第二百五十条 第二項

時効は、…（省略）、次に掲げる期間を経過することによって完成する。

四 **長期十五年未満の懲役**又は禁錮に当たる罪については**七年**

五 **長期十年未満の懲役**又は禁錮に当たる罪については**五年**

六 長期五年未満の懲役若しくは禁錮又は罰金に当たる罪については三年

＜OECD贈賄作業部会の問題意識＞

- 外国公務員贈賄罪に関する公訴時効期間は5年となっているところ、被疑者が、国外にいる場合には時効の進行が停止されるが、**捜査の開始や捜査共助要請の発出によっては時効の進行は停止しない。**
- 他の経済犯罪（有価証券報告書等の虚偽記載、横領罪、法人税法違反等）に関する時効期間は、7年のものがあること。**
- 第3期以降、10件の外国公務員贈賄事案で、時効の制約によって捜査・訴追が妨げになったことが明らかになっている。6件は捜査開始がなされない状態で時効が完成したケースだが、**残る4件は捜査に着手していたにもかかわらず時効が完成したもの。**
- 法執行機関にとって正式の捜査開始の遅れ（例えばMLA（捜査共助）の要請をしたにもかかわらず相手国側で捜査が開始されない等）等も考えられるところ、**時効の延長・あるいは捜査の間、公訴時効を停止するといった措置を検討すべきではないか。**
- 少なくとも1件の外国公務員贈賄事案で、**時効の完成により法人が起訴されなかった。**

[第4期対日審査報告書 P56-P57、P74]

勧告7(c):

7. 外国公務員贈賄の捜査及び訴追について、WG Bは日本に対して以下を勧告する。

c. 外国公務員贈賄の効果的な訴追を確保するために**外国公務員贈賄罪の公訴時効期間を適当な期間に延長するために必要な措置をとること、又は同様の目的を達成するために捜査の間公訴時効を停止する手段を導入すること。**

我が国の刑事法制との整合性や自然人に対する制裁の在り方の検討を踏まえつつ、**どのような解決策が考え得るかについて検討する。**

3－2．OECD外国公務員贈賄防止条約の関連する条文

OECD外国公務員贈賄防止条約

第六条 出訴期限

外国公務員に対する贈賄に適用される出訴期限は、この犯罪の捜査及び訴追のために適切な期限を与えるものとする。

3-3. 公訴時効期間について～他国制度～

- 日本と比較して、自然人及び法人に係る公訴時効期間が長い国が存在する※。
- 日本において、自然人に係る公訴時効と連動して、法人に係る公訴時効は停止しない。

※ 第4期審査までが終了した**18か国**（日本を除く）における公訴時効期間について、各国の審査報告書によると
 公訴時効期間（自然人）が日本よりも長い国が**15か国**：制限なしが2か国、7年超が11か国、5年超7年以下が2か国
 公訴時効期間（法人）が日本よりも長い国が**6か国**（※不明な国が9か国）：制限なしが3か国、7年超が2か国、5年超7年以下が1か国

		日本	アメリカ※1	イギリス※2	ドイツ※3	韓国※4
						
自然人	拘禁刑	5年以下	5年以下	10年以下	(最長) 1年以上 10年以下	5年以下
	時効期間	5年	5年 (贈賄禁止条項違反の場合)	無制限	5年	7年
法人	時効期間	5年	5年 (贈賄禁止条項違反の場合)	無制限	5年	7年
時効の中断／停止		●自然人 【停止】 ・公訴の提起による停止 ・犯人が国外にいる又は逃げ隠れている場合、その期間は停止 ●法人 自然人に係る時効の停止に連動して停止する規定なし	●自然人・法人 【停止】外国の証拠を得るために3年を超えない範囲で、政府は裁判所に時効の停止命令を求めることができる。 DOJに協力する企業・個人が時効延長合意（tolling agreement）を締結することができる。	—	●自然人・法人 中断や停止により、10年まで延長可 【中断】被疑者の取調べ、裁判官による搜索命令、押収命令、勾留命令等、公訴の提起、公判の開始等 【停止】公判手続が停止されている場合など、法律上、訴追を開始・続行することができない期間、進行が停止	●自然人 【停止】 ・公訴の提起による停止 ・犯人が刑罰を免れる目的で国外に滞在している間は停止 ●法人 自然人に係る時効の停止に連動して停止する規定なし

※1 A Resource Guide to the U.S. Foreign Corrupt Practices Act及び第4期対米審査報告書を基に作成

※2 THE BRIBERY ACT 2010 Guidance及び「凶悪・重大犯罪の公訴時効の在り方について ～当面の検討結果の取りまとめ～」(法務省、平成21年3月31日)を基に作成

※3 第3期・第4期対独審査報告書及び「凶悪・重大犯罪の公訴時効の在り方について ～当面の検討結果の取りまとめ～」(法務省、平成21年3月31日)を基に作成

※4 第4期対韓審査報告書及びフォローアップ審査報告書、国際商取引における外国公務員に対する賄賂防止法（2021.10改正、2022.1施行）及び刑事訴訟法を基に作成

3 - 4. 公訴時効期間について～他の経済犯罪～

- 外国公務員贈賄罪の懲役刑の長期は5年（すなわち時効期間が5年）であるのに対し、他の経済犯罪では、懲役刑の長期が10年（すなわち時効期間が7年）であるものがある。

刑事訴訟法 第二百五十条 第二項
時効は、…（省略）、次に掲げる期間を経過することによつて完成する。
四 長期十五年未満の懲役又は禁錮に当たる罪については七年
五 長期十年未満の懲役又は禁錮に当たる罪については五年



仮に、論点1の懲役刑の長期が10年以下に引き上げられると、結果として、自然人・法人の時効期間は7年になる。

	不競法		刑法				独占禁止法	会社法			金融商品取引法		外為法	所得税法 法人税法	
犯罪行為	外国公務員贈賄を含む、営業秘密侵害以外の不競法違反	営業秘密侵害	贈賄	詐欺	背任	横領	私的独占又は不当な取引制限	取締役等の特別背任	取締役等の贈収賄	株主の権利の行使に関する利益供与	有価証券報告書等の虚偽記載	相場操作等の行為を行い、変動または安定させた相場による有価証券等の取引	輸出許可取得義務違反	脱税 (申告納税)	
拘禁刑の長期		5年	10年	3年	10年	5年	5年	5年	10年	収賄: 5年 贈賄: 3年	3年	10年	10年	(最長) 10年	(最長) 10年
公訴時効期間		自然人	5年	7年	3年	7年	5年	5年	5年	7年	収賄: 5年 贈賄: 3年	3年	7年	7年	7年
	法人	5年	7年	—	—	—	—	5年	—	—	—	7年	7年	7年	7年

3－5. 公訴時効期間の在り方について～論点～

- 「外国公務員贈賄に関する研究会」では、公訴時効期間の延長について、以下のような慎重意見があった。
 - ✓ 公訴時効期間を延長することを目的として外国公務員贈賄罪の懲役刑の上限の引上げを行うのは適切ではないのでは。
 - ✓ 「捜査の間公訴時効を停止する手段を導入すること」については、法人両罰規定を置く法令等、他の多くの法令に影響する話であり、不競法単体で結論を得ることは困難。
- 他方、
 - ① 第4期対日審査報告書では、（1）外国公務員贈賄事案で、時効の制約によって捜査・訴追が妨げられ、捜査に着手していたにもかかわらず時効が完成した事案があったこと、（2）時効の完成により法人が起訴されなかった事案があったこと、（3）国内の他の経済犯罪について、時効期間が7年であるものが存在すること、を指摘していること
 - ② また、条約が、国際的な商活動における公正な競争の確保を図ることをその目的としており、締約国間においてとられる措置の間の同等性を達成することを目的としている点に鑑みれば、条約加盟国として、我が国の公訴時効期間も、諸外国と比較して同等レベルのものとすることが求められることから、下記の今次勧告を踏まえ、論点1で議論したように、懲役刑を営業秘密侵害罪など他の経済犯罪と比較しながら、諸外国と比較しても「効果的で、均衡がとれたかつ抑止力のある制裁」と言い得るよう、遜色ないレベルに引き上げる（結果として公訴時効期間が延長され得る）方向で検討してはどうか。

勧告7(c):

7. 外国公務員贈賄の捜査及び訴追について、WGBは日本に対して以下を勧告する。

c. 外国公務員贈賄の効果的な訴追を確保するために外国公務員贈賄罪の公訴時効期間を適当な期間に延長するために必要な措置をとること、又は同様の目的を達成するために捜査の間公訴時効を停止する手段を導入すること。